

令和6年度 鯖江市小中学校生活指導（校外生活）のきまり

〈 児童生徒のみなさんへ 〉

このきまりは、鯖江市の児童生徒が節度ある生活、健全な生活をするために決められたものです。細部については各学校のきまりを守りましょう。

〈 保護者の皆様へ 〉

わが子だけではなく、どの子も規則正しい生活の中で健やかに成長できるように、あたたかく、ときにはきびしく指導してください。

外出時間		4月～9月	10月～3月 (春休み含む)	※納涼祭等行事 午後9時
	小学校	午後6時	午後5時	
	中学校	午後7時	午後6時	
他市町への外出 飲食店・映画館	小学校	保護者がその場と一緒にいる場合は認めます。		
	中学校	保護者の許可があれば認めます。 (保護者が、行き先・用件・帰宅時間を把握していること。)		
交友間の宿泊	認めません。			
外出に 関し て	ゲームコーナー (カードゲームコーナーを含む) ボウリング場 カラオケボックス バッティングセンター ビリヤード店 インターネットカフェ 喫茶店・	保護者がその場と一緒にいる場合は認めます。		
	ゲームセンター パチンコ店	認めません。		
その他	<p>〈 頭髪について 〉</p> <p>○小学生・中学生らしい髪型とし、パーマ・染色・脱色することは認めません。</p> <p>〈 情報メディアについて 〉</p> <p>○有害図書、および残虐な内容の動画・DVD等を視聴してはいけません。</p> <p>〈 インターネットについて 〉</p> <p>○パソコン・スマートフォン・携帯電話の使い方を誤ると、非行につながったり、犯罪に巻き込まれたりするので、気をつけましょう。</p> <p>○自分や周囲の人の身を守るため、インターネット上に画像・動画を掲載することはやめましょう。</p> <p>〈 保護者の皆様へ 〉</p> <p>○パソコン・スマートフォン・携帯電話には「フィルタリングソフト」を入れて、インターネット上の有害サイトから子どもを守ってください。</p> <p>〈 感染症対策 〉</p> <p>○感染状況を踏まえ、県民行動指針や新しい生活様式に配慮した行動をとりましょう。</p>			